

北保健相談所ほか複合施設管理業務委託プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「北保健相談所ほか複合施設管理業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 北保健相談所ほか複合施設管理業務委託
- (2) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
ただし、前年度の履行状況が「優良」または「良好」である場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 北保健相談所（練馬区北町6-35-7）
- (4) 業務内容 仕様書（別紙1）による
- (5) 概算経費 29,700,000円（税込）
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 東京都電子自治体共同運営協議会を通じて、練馬区において営業種目のうち「103 建物・清掃」、「104 電気・暖冷房等設備保守」、「105 警備・受付等」の登録をしていること。
- (3) 過去10年以内に、地方自治体の公共施設の管理業務委託（契約金額が1千万円以上のものに限る）の業務実績があること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）によ

る入札参加除外措置期間中である者。

- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4 - 1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和5年11月2日
質問受付期間	令和5年11月6日～11月14日
質問回答日	令和5年11月16日
提案書類受付期間	令和5年11月20日～12月4日
一次審査 結果通知	令和5年12月20日予定
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年1月上旬予定
二次審査 結果通知	令和6年1月下旬予定

4 - 2 質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和5年11月6日～令和5年11月14日
期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 メール
- (3) 担当部署 練馬区健康部北保健相談所管理係
アドレス：kitahoso@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和5年11月16日から、ホームページにて公表する。

4 - 3 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり企画提案書作成要領（別紙3）を参照の上、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和5年11月20日～令和5年12月4日の午後5時まで
- (2) 提出方法 提出場所に持参（郵送は不可とする）
事前に電話連絡をすること
- (3) 提出場所 練馬区健康部北保健相談所
練馬区北町6-35-7
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	参加表明書（別紙４）	１部
	企画提案書	７部
	本業務の人員体制	７部
	受託実績申告書（別紙５）	７部
	見積書	１部
法人の資格に関する書類	会社組織図	７部
	会社概要	１部
	経営状況・決算状況等報告書（別紙６）	１部
	直近の決算に係る財務諸表	１部
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	１部
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類該当する者のみ	１部

(５) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

4 - 4 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に３社程度を一次審査通過とする。審査結果は令和５年１２月２０日（予定）に書面により通知する。

4 - 5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和６年１月上旬に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は１社あたり４０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング２０分）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、２名以内とする。

審査結果は、令和６年１月下旬に書面により通知する。

4 - 6 評価項目

評価項目については下表のとおりとする。

(１) 一次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性 ・損害補償への対応

業務実績	・類似業務の契約実績
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用 ・物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性 ・損害補償への対応
業務実績	・類似業務の契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	・具体的で独創的な提案（独自取組）の有無
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性 ・緊急時（災害、傷病人および事件・事故等の発生時）における体制
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用 ・物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受ける

などにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙7）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- （1）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- （2）提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- （3）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- （4）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- （5）提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- （6）提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （7）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （8）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- （9）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区健康部北保健相談所管理係 澤田

練馬区北町6 - 35 - 7

電話 03-3931-1347

FAX 03-3931-0851

メール kitahoso@city.nerima.tokyo.jp